

教職員の皆様

新型コロナウイルス対策本部

クラブでの合宿や試合遠征を許可する条件と確認事項について

すでに合宿や試合遠征の申請がでています。今後増えることが予想されます。

昨年はコロナの感染拡大を受けて緊急的に合宿等を中止とし、そのキャンセル料の支払いについて頭を悩ませました。

現在は緊急事態宣言が大阪府を含めて各地で発出されていること、これまでクラブ等でコロナ陽性者や濃厚接触者が発生した時の対応経験、昨年のキャンセル料に関する経験等を踏まえて、下記のように決定いたしましたのでご報告します。

記

A. 合宿や試合遠征(公式試合は除く)を許可しない場合

- ・大阪府または遠征先の都道府県で緊急事態宣言が発出されている場合。

B. 合宿や試合遠征を行う場合の確認事項

新型コロナウイルスの感染が収束していない現状で遠征や合宿を行う場合は、当分の間、次の事項に従うこととする。

- ① 中止する場合の条件を決めておく(例:大会が中止となった、クラブ関係者または対戦相手にコロナ陽性者または濃厚接触者が発生した、等)。
- ② 中止となった場合のキャンセル料はクラブまたは各個人が負担する。
- ③ 遠征の直前、遠征先、帰阪後において、当該クラブ関係者または対戦相手にコロナ陽性者、濃厚接触者が発生した場合は必ず学長・IR担当へ報告するとともに、※その対処はクラブ関係者で行う。
特に遠征先での対応に必要な情報収集と※対処方法をあらかじめ考えておく。
- ④ 上記③にともなって発生する費用(医療費、滞在費、交通費等)はクラブまたは個人が負担する。
- ⑤ 対戦相手、使用施設、宿泊施設の感染防止対策が十分であることをあらかじめ確認しておく。

※上記アンダーライン部分「その対処はクラブ関係者で行う」の具体例は以下の通りです。これ以外にもあるかも知れません。

1. 合宿の中止・継続の判断
2. 試合への参加・不参加の判断
3. 感染者・濃厚接触者へのヒアリングと大学への報告
4. 感染者が出た場合の保健所対応
5. 感染者が出た場合の宿泊施設への対応(帰阪後、感染が判明した場合の連絡とその後の聞き取り調査等への対応)
6. 感染者が出た場合の公共交通機関(バス、フェリー等)への対応(帰阪後、感染が判明した場合の連絡とその後の聞き取り調査等への対応)
7. 濃厚接触者への対応(帰阪の段取り等)

以上